

2019年 11月 28日

東日本高速道路株式会社 関東支社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社 東京支社

障害者割引制度を悪用してETCレーン走行を繰り返していた者の逮捕・送致について
～不正通行には毅然と対応します～

神奈川県警察は、第三京浜道路などのETCレーンにおいて、本人名義で登録された「ETC車載器」および「ETCカード」を障害者割引登録している車両とは別の車両に載せ替えてETCレーンを通行したとして、容疑者を道路整備特別措置法違反の容疑により11月26日に逮捕し、11月28日に送致したと発表しました。

今回の逮捕は、障害者割引制度を悪用し、道路会社が定める通行方法に従わない走行を繰り返したため、東日本高速道路株式会社関東支社、首都高速道路株式会社および中日本高速道路株式会社東京支社(以下「道路会社」といいます。)が合同で神奈川県警察に通報したことがきっかけとなり、逮捕に至ったものです。

道路会社では、これまでも有料道路事業に対するお客さまの信頼を損ねることがないように、不正通行監視カメラ設置などの対策に取り組んでまいりましたが、今般、容疑者が逮捕されたことは、料金負担の公平性の確保および不正通行の抑止につながるものと考えています。

なお、本件容疑者による不正通行については、通行料金の確認をおこない、不法に免れた通行料金に加え割増金(免れた通行料金の2倍)を請求します。

今後も不正通行に対し、毅然とした態度で臨むとともに、警察の捜査に積極的に協力し、不正通行対策に取り組んでまいります。